

公職選挙法施行令の一部を改正する政令案等の概要

平成 29 年 6 月
総務省自治行政局選挙部選挙課

1 趣旨

- 第193回通常国会において成立をみた「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第58号。以下「区割り改定法」という。）が平成29年6月16日公布、施行された。
これにより、「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」（平成28年法律第49号。以下「衆議院選挙制度改革関連法」という。）のうち公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正に関する部分については、区割り改定法の公布の日から起算して1月を経過した日（平成29年7月16日。以下「一部施行日」という。）から施行することとされた。
- また、この区割り改定法による衆議院選挙制度改革関連法の改正により、公職選挙法の規定に関し、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定が行われるとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数が改められることとなるほか、都道府県の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、特別の事情があるときに限り、数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けることができるものとされた。
- 今回の改正は、衆議院選挙制度改革関連法の一部の施行に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）等の改正を行うものである。

2 改正の概要

1) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）

① 二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区にわたって市町村の境界変更があった場合に係る規定の整備

- 衆議院小選挙区選出議員の区割り改定に用いる人口が、「国勢調査の結果による人口」から「国勢調査の結果による日本国民の人口」に変更されたことに伴い、市

町村の境界変更に係る区域が属すべき選挙区を総務大臣が定める際に考慮する人口について、「関係選挙区の人口」から「関係選挙区の日本国民の人口」に改める。

② 数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けた場合に係る規定の整備

- 公職選挙法第18条第2項の改正により、数市町村の区域の全部又は一部を合わせた開票区を設定することが可能とされたことに伴い、当該開票区を設定する場合における都道府県と市町村の間における手続、開票管理者の選任、都道府県の選挙管理委員会からの通知等に関する規定の整備を行う。

③ 選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割り改定に伴い、選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の名称を改める。

④ その他所要の規定の整備等を行う。

2) 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（案）

- 改正令の施行に伴い、所要の規定の整備等を行う。

[今後の予定]

施行日：衆議院選挙制度改革関連法の一部の施行の日（平成29年7月16日）